

準備はお早めに!!

確定申告

平成23年分所得の申告相談を実施します。
申告期限は3月15日(木)ですが、期限間近になると大変混雑し、長時間お待ちいただくこともありますので、可能な限り次の地域指定日をご利用いただきますようお願いいたします。

■問い合わせ/役場税務課税務係
(1階⑧番窓口☎485-2111内線154)

平成23年分 申告相談日程表

月 日	対象地域	受付時間	会場	
2月	16日(木)	常盤・川上・川上公住	午前9時30分～午後3時	役場大会議室
	17日(金)	開運・旭	午前9時30分～午後3時	役場大会議室
	20日(月)	桜・桜公住	午前9時30分～午後3時	役場大会議室
	21日(火)	富士・麻生・平和	午前9時30分～午後3時	役場大会議室
	22日(水)	久著呂・コッタロ・沼幌	午前9時30分～午後2時	久著呂農村環境改善センター
	23日(木)	磯分内市街	午前9時30分～午後2時	磯分内酪農センター
	24日(金)	上記以外の磯分内	午前9時30分～午後2時	磯分内酪農センター
	27日(月)	虹別全域	午前9時30分～午後2時	虹別酪農センター
	28日(火)	塘路全域	午前9時30分～午後2時	塘路住民センター
3月	29日(水)	第1・5・6・7・西和・市街・沼の上	午前9時30分～午後2時	阿歴内公民館
	1日(木)	上記以外の阿歴内	午前9時30分～午後2時	阿歴内公民館
	2日(金)	共和・下茶安別・中茶安別	午前9時30分～午後2時	茶安別農村環境改善センター
	5日(月)	駒ヶ丘荘(予備日:悪天候であった地域)	午前10～11時	駒ヶ丘荘
	6日(火)	共和・下茶安別・中茶安別以外の茶安別	午前9時30分～午後2時	役場大会議室
	7日(水)	オソツベツ	午前9時30分～午後2時	役場大会議室
	8日(木)	ルラン・栄・南標茶・北標茶・厚生	午前9時30分～午後2時	役場大会議室
	9日(金)	五十石・茅沼・シラルトロ・多和・上多和	午前9時30分～午後2時	役場大会議室
	12日(月)	全地域	午前9時30分～午後3時	役場大会議室
	13日(火)	全地域	午前9時30分～午後3時	役場大会議室
	14日(水)	全地域	午前9時30分～午後3時	役場大会議室
	15日(木)	全地域	午前9時30分～午後3時	役場大会議室

■ほうっておくと損、還付申告も
お忘れなく

季節雇用で働いている方などで年の途中で退職し「年末調整」を受けていない方は、確定申告により給料から天引きされたままの所得税が戻ってくる場合があります。また、年末調整が済んでいても、次に該当する場合は所得税が戻ってくる場合があります。

○住宅ローンなどを利用してマイホームの取得や増改築した場合
○病气やけがのため支払った医療費(公共交通機関で通院された交通費も控除の対象となりますが、自家用車で通院された場合は控除の対象となりません)から、保険や助成金の額を差し引いた残額が10万円または所得の5%相当額のいずれか少ない額を超えた場合
○年末調整で必要な控除がもれていない場合

■公的年金受給者の方へ

公的年金などの収入が400万円以下でその年の公的年金など以外の所得金額が20万円以下の方は、今年から確定申告をしなくてもよいことになりました。ただし、申告することで税金が還付されたり町道民税が減額されるケースもありますので、判断を迷われている場合は、お気軽に上記まで問い合わせください。

■寄附金・義援金を支払った方へ

個人の方が2千円以上の寄附金・義援金を支出した場合には、寄附金控除の対象となる場合があります。この寄附金控除を受けるためには寄附金の領収書が必要です。

■農業所得のある方へ

酪農経営の収支計算書、成牛の減価償却早見表などは12月下旬に発送済みですが、お手元に届いていない方は問い合わせください。

■事業所得などは

釧路税務署(☎0154-315100)へ申告してください。

■事業主の方へ

給与支払報告書などの法定調書および償却資産の申告書を未提出の方は、至急提出願います。
※提出期限は1月31日(火)です。

■障がい者控除対象者認定について

障がい者手帳をお持ちでない方も障がい者手帳を持っていると同等と認められる場合には、認定申請により控除が受けられます。(介護保険の要介護認定を受けており、一定の基準に該当する方など)手続きや基準については、役場住民課社会福祉係(1階②番窓口☎485-2111内線132)に問い合わせください。

確定申告の際は
ご注意ください

扶養控除額が改正に!

平成22年度の税制改正により、16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に係る扶養控除および16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分が、次のとおり改正されました。

また、この改正に伴い、扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障がい者である場合に、扶養控除または配偶者控除の額に35万円（住民税は23万円）を加算する措置に代えて、同居特別障がい者に対する障がい者控除の額が75万円（住民税は53万円）に引き上げられました。

これらの改正は、平成23年分以後の所得税および平成24年度分以後の個人住民税から適用されますので、確定申告の際はお間違えのないよう注意してください。

■問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑧番窓口☎485-2111内線154）

☆扶養控除額の改正

扶養親族の年齢		所得税の扶養控除額		個人住民税の扶養控除額	
16歳未満の扶養親族		従前：38万円	改正後：廃止	従前：33万円	改正後：廃止
特定扶養親族	16歳以上19歳未満	従前：63万円	改正後：38万円	従前：45万円	改正後：33万円
	19歳以上23歳未満	63万円（変更なし）		45万円（変更なし）	
23歳以上70歳未満の扶養親族		38万円（変更なし）		33万円（変更なし）	
70歳未満の扶養親族	老人扶養	48万円（変更なし）		38万円（変更なし）	
	同居老親	58万円（変更なし）		45万円（変更なし）	

☆障がい者控除額の改正

障がい区分	所得税の障がい者控除額	個人住民税の障がい者控除額
一般の障がい者	27万円（変更なし）	26万円（変更なし）
特別障がい者	40万円（変更なし）	30万円（変更なし）
同居特別障がい者	75万円（新設）	53万円（新設）

釧路湿原国立公園 ガイドブック・ リーフレットの 新改訂版を販売します



釧路湿原国立公園の面積拡大に伴い、釧路湿原国立公園ガイドブック（500円）とリーフレット（150円）を新たに改訂します。

本町では、2月から次の場所
で販売する予定です。

詳しくは下記に問い合わせ
ください。

■販売先／塘路湖エコミュ
ージウムセンター
（☎487-3003）

■問い合わせ／釧路湿原国立
公園連絡協議会事務局
（☎0154-31-4594）

ワンダグリンド・プロジェクトは、釧路湿原で行われている自然再生への取り組みをもっと知ってもらいたいと考えた「釧路湿原自然再生普及行動計画」の愛称です。釧路湿原では2005年から自然再生事業が行われ、多くの人が「釧路湿原自然再生協議会」に参加し、湿原保全のための方法を話し合い、実施しています。「ワンダグリンド・プロジェクト」は、

- 釧路湿原を知る、楽しむ、学ぶ
- 自然再生に参加する、行動する
- 地域と関わり、人をつなぐ

の3つを柱に活動しています。釧路湿原とあなたを結び取り組み、ワンダグリンド・プロジェクトにぜひ応募してください。

- 募集内容／釧路湿原に関する活動
- 応募すると／
- ①登録証をお渡しします。
- ②PR用にワンダグリンド・プロジェクトのロゴマーク（データとシート）が使用できます。
- ③メールニュースなどで釧路湿原のさまざまな情報をお届けします。
- ④ラジオに出演してみなさんの取り組みをPRすることができます。
- ⑤ワンダグリンド・プロジェクトのホームページでみなさんの取り組みを紹介いたします。
- ⑥釧路湿原特別ツアーに招待します。
- 応募期間／2月13日（月）～3月12日（月）
- 応募方法／応募用紙に必要事項を記入して、メール、ファックス、郵送のいずれかの方法で左記に応募してください。（応募用紙は再生普及行動計画ワーキンググループ事務局ホームページ【<http://www.heco-spc.or.jp/kushiro/>】からダウンロードすることができます）
- 応募先・問い合わせ／釧路湿原自然再生協議会（〒084-0922 釧路市北斗2-2-101 ☎0154-56-4646、FAX 0154-56-2267、メール wand@heco-spc.or.jp）

ワンダグリンド・プロジェクト2012